

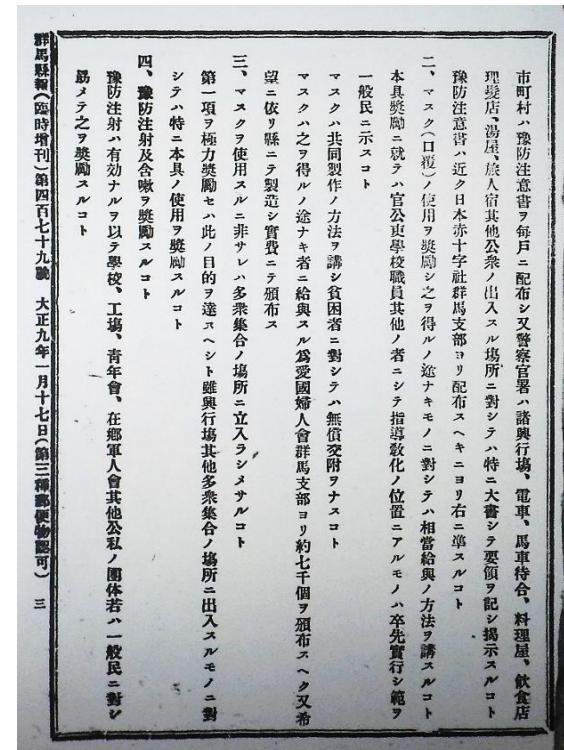
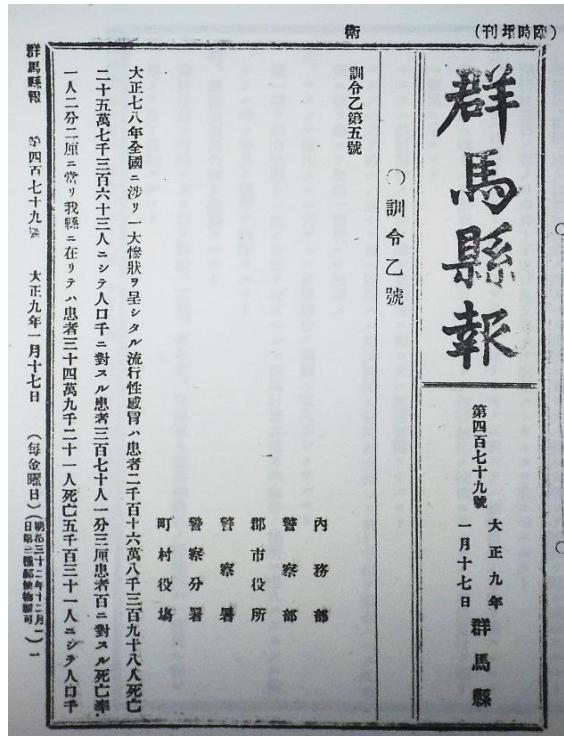
㉗群馬県知事による訓令（流行性感冒の再流行に対して）

大正 8 年（1919 年）

流行性感冒（スペイン風邪）への対応方法について群馬県知事大芝惣吉が県内関係諸機関へ発出した訓令。大正 8 年 11 月～大正 9 年 1 月 10 日の期間における患者死亡率が全国平均の約 3 倍であるとし、特にマスク・予防注射・うがい等を推奨しています。

なお、この時点ではインフルエンザウイルスは発見されておらず、病原をウイルスではなく細菌として製造したワクチンによる予防注射が実施されました。

群馬県行政文書「[群馬県報] 訓令乙」(A0182A00 6460)



群馬縣報（臨時増刊）第四百七十九號 大正九年一月十七日（第三種郵便物認可）二

ニ對スル患者二百十八人二分二厘患者百人ニ對スル死亡率一人七分八厘ニテ死亡率全國中ノ高位

ニアリシハ痛心指能ハナリシ所ナリ
然ルニ客秋來復々本病流行ノ徵ヲ呈シ十二月末迄ニ於テ全國患者九萬千九百二十九人死亡一千四百四十九人死亡率患者百ニ對シ一人七分三厘五毛ナリ而シテ我縣ニテ患者九百七十四人（至大正八年十一月十日）死者四十七人ニシテ患者百ニ對スル死亡率實ニ四人八分二厘ニ及ヒ其死亡率全

國平均ノ約三倍ナルハ縣民保健上深ク遺憾トス往年本病ノ流行熾烈ナル際ハ殆ド國民ノ全般ニ蔓延タルコト甚大人心惄々其堵ニ安んセサリシハ今仍記憶ニ新ナル所ナリ而シテ信スルモ今般内務大臣ヨリ特ニ訓令セラレタルコトアレハ更ニ豫防設置ノ普及擴充ニ勉メ特ニ左記事項ニ付テハ迅速之カ勵行ヲ圖リ本病豫防上遺算ナキヲ期セラルヘシ
大正九年一月十七日

群馬縣知事 大芝惣吉

一、一般ノ注意ヲ喚起スルニ就キ有効適切ト認ムル一切ノ方法ヲ講スルコト

左記

五、療養ノ途ナキ者ニ對シテハ相當教諭ノ方法ヲ講スルコト

六、各種團体ノ活動ヲ促スルコト

七、活動狀況ハ之ヲ報告スルコト

本病豫防治療ノ普及徹底ヲ庶幾スルニ對シテハ醫師會、衛生組合、同憲會、婦女會、在郷軍人會、青年會、慈善會其他爲志家ノ活動ヲ求メ協力致ノカラ以テ豫防治療ニ奮鬥スルコト

本病豫防治療ニ就キ施設シタル事項及諸團體爲志家等ノ活動狀況ハ公私ノ區別ナク一切之ヲ報告シ鶴善ノ資料クラシムコト